

○栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成20年3月28日

告示第16号

改正 平成23年3月18日告示第15号

平成24年3月29日告示第16号

平成26年3月26日告示第20号

平成27年3月27日告示第18号

平成30年4月1日告示第31号

平成31年3月29日告示第16号

令和3年3月30日告示第23号

令和5年3月31日告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、合併処理浄化槽設置の整備促進を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする。

（平24告示16・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において「合併処理浄化槽」とは、処理対象人員が10人以下の浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）であって、生物化学的酸素要求量（以下この項及び第3項第3号において「BOD」という。）除去率が90パーセント以上及び放流水のBODが日間平均1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。

2 この要綱において「既存単独処理浄化槽」とは、平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

3 この要綱において「高度処理型合併処理浄化槽」とは、次に掲げる合併処理浄化槽をいう。

(1) 放流水の総窒素濃度が日間平均1リットルにつき10ミリグラム以下となる機能を有する合併処理浄化槽

(2) 放流水の総磷濃度が日間平均1リットルにつき1ミリグラム以下となる機能を有する合併処理浄化槽

(3) 放流水の総窒素濃度が日間平均1リットルにつき20ミリグラム以下となる機能を有する合併処理浄化槽

(4) BOD除去率が97パーセント以上及び放流水のBODが日間平均1リットルにつき5ミリグラム以下となる機能を有する合併処理浄化槽

4 この要綱において「通常型合併処理浄化槽」とは、高度処理型合併処理浄化槽以外の合併処理浄化槽をいう。

5 この要綱において「閉鎖性水域の地域」とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和60年環境庁告示第27号）により定められた湖沼に生活排水が排出される地域をいう。

6 この要綱において「転換」とは、既存単独処理浄化槽に換えて合併処理浄化槽を設置すること又はくみ取便所（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所をいう。以下同じ。）に換えて合併処理浄化槽を設置することをいう。

（平23告示15・平24告示16・平26告示20・平30告示31・令3告示23・一部改正）

（補助対象区域）

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、栄町の区域のうち、次に掲げる区域とする。

(1) 下水道法第4条第1項の規定により定めた同項の事業計画において定められた同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域（次号において「下水道事業計画区域」という。）以外の区域

(2) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の区域のうち、町長が必要と認める区域

（平23告示15・全改、平24告示16・平30告示31・一部改正）

（補助金の交付）

第4条 町長は、補助対象区域内において、専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。）に、転換により合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出をせず、及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）

の規定による確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 合併処理浄化槽の設置に係る住宅が借家である場合又は当該住宅の敷地が借地である場合において、その所有者又は貸主の承諾が得られない者

(3) 町税の滞納がある者

(4) その属する世帯の世帯員のいずれかに町税の滞納がある者

(平24告示16・平26告示20・一部改正)

(補助事業、補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、補助対象区域の区分並びに補助金の交付の対象となる合併処理浄化槽（次項及び別表第1及び別表第2において「対象合併処理浄化槽」という。）及びその処理対象人員は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とする。ただし、別表第1及び別表第2それぞれに掲げる補助事業の区分、補助対象区域の区分並びに対象合併処理浄化槽、その処理対象人員及び補助事業の実施に当たり建替え、増築等をそれぞれ伴う場合か否かに応じ、同表に定める額を限度とする。

(平23告示15・平31告示16・一部改正)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した同条第1項の規定による届出に係る書類の写し又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2に規定する確認済証の写し

(2) 合併処理浄化槽の設置場所の案内図

(3) 合併処理浄化槽の設置に係る住宅が借家である場合又は当該住宅の敷地が借地である場合は、その所有者又は貸主の承諾書（別記第2号様式）

(4) 補助事業に係る事業計画書

(5) 合併処理浄化槽の構造図

(6) 合併処理浄化槽の設置場所の配置・配管図及び排水系統図

(7) 浄化槽工事（浄化槽法第2条第2号に規定する浄化槽工事をいう。以下同じ。）の費用等の見積書の写し

(8) 浄化槽工事に係る工事請負契約書の写し

(9) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合している浄化槽として全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録を受けたことを証する登録証の写し及び登録浄化槽管理票

(10) 既存単独処理浄化槽の現況と転換事業計画書（別記第3号様式）及び転換費用の見

積書（既存単独処理浄化槽からの転換に係る申請の場合に限る。）

(1 1) くみ取便所の現況と転換事業計画書（別記第 4 号様式）及び転換費用の見積書（くみ取便所からの転換に係る申請の場合に限る。）

(1 2) 合併処理浄化槽概要書の写し又は浄化槽調書の写し

(1 3) 社団法人全国浄化槽団体連合会及び社団法人千葉県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証の写し

(1 4) 浄化槽工事を実地に監督する者に係る浄化槽設備士免状（浄化槽法第 4 2 条第 1 項に規定する浄化槽設備士免状をいう。）の写し

(1 5) その他町長が必要と認める書類

（平 2 3 告示 1 5 ・平 2 4 告示 1 6 ・平 2 6 告示 2 0 ・一部改正）

（交付の決定）

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（別記第 5 号様式）により、不交付とする旨の決定をしたときは合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（別記第 6 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（平 2 4 告示 1 6 ・一部改正）

（変更の承認）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（別記第 7 号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する承認をしたときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認書（別記第 8 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（平 2 4 告示 1 6 ・一部改正）

（工事の完成検査）

第 9 条 補助対象者は、補助事業に係る浄化槽工事が完了したときは、速やかに、工事完了届兼完成検査願（別記第 9 号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出し、完成検査を受けなければならない。

(1) 浄化槽工事の施工経過に係る写真

(2) 浄化槽工事の完成平面図

(3) 合併処理浄化槽施工結果報告書（別記第 1 0 号様式）

(4) 既存単独処理浄化槽転換結果報告書（別記第 1 1 号様式。既存単独処理浄化槽からの

転換の場合に限る。)

(5) くみ取便所転換結果報告書(別記第12号様式。くみ取便所からの転換の場合に限る。)

(6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する完成検査をした場合において、当該検査に係る浄化槽工事がこの要綱の規定に適合していると認めたときは、完成検査済証(別記第13号様式)を交付するものとする。

(平23告示15・平24告示16・一部改正)

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その完了後1月を経過した日又は当該補助事業に係る補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(別記第14号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書類

(2) 浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書類

(3) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、保守点検を行う業者が保守点検及び清掃の実施並びに浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査(次号において「11条検査」という。)の受検手続きの代行を行うことを一括して約定した契約した書面の写し

(4) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者(浄化槽法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ。)が自ら実施する場合にあっては、11条検査の受検を契約したことを証する書類

(5) 浄化槽工事の費用等の領収書の写し

(6) 前条第2項に規定する完成検査済証の写し

(7) その他町長が必要と認める書類

(平23告示15・平26告示20・平27告示18・平30告示31・一部改正)

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、必要な審査を行い、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(別記第15号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(別記第16号様式)を町長に提出しなけ

ればならない。

(平24告示16・一部改正)

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助対象者に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 浄化槽法又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定による交付すべき額の確定があった後においても適用があるものとする。

(平24告示16・一部改正)

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させることができる。

(平23告示15・一部改正)

(施工状況の確認)

第15条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業に係る浄化槽工事の現場において、栄町職員をして、その施工状況の確認をさせることができる。

2 前項の栄町職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

(平23告示15・一部改正)

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止(平成9年栄町告示第66号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の規定は、平成20年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成1

9年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月18日告示第15号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成22年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日前に、改正前の栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき作成した用紙は、この告示の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月29日告示第16号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第20号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第18号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第31号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成29年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日前に、改正前の栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき作成した用紙は、この告示の施行の日以後においても、平成30年5月31日までの間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日告示第16号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成30年度分までの予算に係る補助金については、

なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日告示第23号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、令和2年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第23号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条）

（平31告示16・全改、令3告示23・令5告示23・一部改正）

補助事業 の区分	補助対象 区域の区 分	対象合併処理浄化槽	処理対象 人員	限度額	
				建替え・増築等伴う 場合	建替え、増築等を伴 わない場合
既存単独 処理浄化 槽からの 転換	閉鎖性水 域の地域	第2条第3項第1号 に掲げる高度処理型 合併処理浄化槽	5人	854,000円	1,154,000 円
			7人	950,000円	1,250,000 円
			10人	1,103,000 円	1,403,000 円
		第2条第3項第2号 に掲げる高度処理型 合併処理浄化槽	5人	564,000円	864,000円
			7人	642,000円	942,000円
			10人	765,000円	1,065,000 円
		第2条第3項第3号 に掲げる高度処理型 合併処理浄化槽	5人	540,000円	840,000円
			7人	642,000円	942,000円
			10人	765,000円	1,065,000 円
		第2条第3項第4号 に掲げる高度処理型 合併処理浄化槽	5人	669,000円	969,000円
			7人	834,000円	1,134,000 円



			10人	1,083,000円	1,383,000円
その他の地域	通常型合併処理浄化槽		5人	512,000円	812,000円
			7人	594,000円	894,000円
			10人	728,000円	1,028,000円
	第2条第3項第4号に掲げる高度処理型合併処理浄化槽		5人	669,000円	969,000円
			7人	834,000円	1,134,000円
			10人	1,083,000円	1,383,000円

別表第2 (第5条)

(平31告示16・追加、令3告示23・一部改正)

補助事業の区分	補助対象区域の区分	対象合併処理浄化槽	処理対象人員	限度額		
				建替えを伴う場合	増築等を伴う場合	建替え、増築等を伴わない場合
くみ取便所からの転換	閉鎖性水域の地域	第2条第3項第1号に掲げる高度処理型合併処理浄化槽	5人	674,000円	774,000円	974,000円
			7人	815,000円	915,000円	1,115,000円
			10人	923,000円	1,023,000円	1,223,000円
		第2条第3項第2号に掲げる高度処理型合併処理浄化槽	5人	384,000円	484,000円	684,000円
			7人	462,000円	562,000円	762,000円
			10人	585,000円	685,000円	885,000円
		第2条第3項第3号に掲げる高度処理型合併処理浄化槽	5人	384,000円	484,000円	684,000円
			7人	462,000円	562,000円	762,000円

	槽		0円	0円	円
		10人	585,000円	685,000円	885,000円
	第2条第3項第4号に掲げる高度処理型合併処理浄化槽	5人	489,000円	589,000円	789,000円
		7人	654,000円	754,000円	954,000円
		10人	903,000円	1,003,000円	1,203,000円
その他の地域	通常型合併処理浄化槽	5人	332,000円	432,000円	632,000円
		7人	414,000円	514,000円	714,000円
		10人	548,000円	648,000円	848,000円
	第2条第3項第4号に掲げる高度処理型合併処理浄化槽	5人	489,000円	589,000円	789,000円
		7人	654,000円	754,000円	954,000円
		10人	903,000円	1,003,000円	1,203,000円

別記第1号様式(第6条)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

栄町長 様

申請者 住所

氏名



電話 ( )

合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 浄化槽の設置場所

2 交付申請額 円

3 住宅等所有者 1 本人 2 共有( 人) 3 その他( )

4 予定工事期間 年 月 日～ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 浄化槽法第5条第2項の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の確認済証の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 合併処理浄化槽を設置する住宅が借家である場合又は当該住宅の敷地が借地である場合は、その所有者又は貸主の承諾書(要綱別記第2号様式)
- (4) 事業計画書
- (5) 合併処理浄化槽の構造図
- (6) 設置場所の配置・配管図及び排水系統図
- (7) 浄化槽工事費用等の見積書の写し
- (8) 浄化槽工事の工事請負契約書の写し
- (9) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを証する書類(全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票)
- (10) 既存単独処理浄化槽の現況と転換事業計画書(要綱別記第3号様式)及び転換費用の見積書(既存単独処理浄化槽からの転換に係る申請の場合に限る。)
- (11) くみ取便所の現況と転換事業計画書(要綱別記第4号様式)及び転換費用の見積書(くみ取便所からの転換に係る申請の場合に限る。)
- (12) 合併処理浄化槽概要書の写し又は浄化槽調書の写し
- (13) 社団法人全国浄化槽団体連合会及び社団法人千葉県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証の写し
- (14) 工事監督者の浄化槽設備士免状の写し
- (15) その他( )

同意書

私達は、補助金の交付の可否の決定に当たり、栄町が保有する私達の町税の納付状況に関する情報について、栄町職員が調査することに同意します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

世帯員氏名 \_\_\_\_\_

(町税の納税義務のない者を除く。) \_\_\_\_\_

(注) 氏名は、自署又は記名押印してください。

第2号様式(第6条第3号)

承 諾 書

年 月 日

住宅所有者(貸主) 住 所  
氏 名

㊟

敷地所有者(貸主) 住 所  
氏 名

㊟

私(達)は、(住所) (氏名)  
所に合併処理浄化槽を設置することについて承諾します。

が下記の間

記

設置場所

第3号様式(第6条第10号)

既存単独処理浄化槽の現況と転換事業計画書

1 申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
2 既存単独処理 浄化槽	設 置 場 所	別紙敷地内配管図のとおり
	製 造 業 者 名	
	型 式	
	処 理 対 象 人 員 (人 槽)	人 ( 人槽)
	処 理 方 式	
	処 理 能 力	
	備 考	
3 転換事業計画 (既存単独処理 浄化槽の処分方 法又は再利用方 法について)		
4 備 考		

第4号様式(第6条第11号)

くみ取便所の現況と転換事業計画書

1 申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
2 くみ取便所	設 置 場 所	別紙敷地内配管図のとおり
	備 考	
3 転換事業計画 (くみ取便所の 処分方法又は再 利用方法につい て)		
4 備 考		

第5号様式(第7条)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

栄町 指令第 号  
年 月 日

補助対象者

様

栄町長



年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了すること。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けること。

(2) 承認事項

補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

ア 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了が困難な場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由を町長に報告し、その指示を受けること。

イ アの報告に基づき、町長が必要な指示を与えたときは、補助対象者は、直ちにその指示に従うこと。

(4) 状況報告

補助対象者は、町長から補助事業の遂行の状況に関し報告を求められたときは、直ちに報告すること。

(5) 工事の完成検査

補助対象者は、補助事業に係る浄化槽工事が完了したときは、速やかに、工事完了届兼完成検査願(要綱別記第9号様式)を町長に提出し、完成検査を受けること。

(6) 実績報告

補助対象者は、補助事業が完了したときは、その完了後1月を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(要綱別記第14号様式)を町長に提出すること。

第6号様式(第7条)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

栄町 指令第 号  
年 月 日

様

栄町長 

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

不交付の理由



第7号様式(第8条第1項)

合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日

栄町長 様

補助対象者 住所

氏名

㊞

電話 ( )

年 月 日付け栄町 指令第 号で交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおりその申請内容の変更(補助事業の中止・補助事業の廃止)をしたいので、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定による承認を願いたく申請します。

記

- 1 申請内容の変更
  
- 2 補助事業の中止  
(理由)
  
- 3 補助事業の廃止  
(理由)

第8号様式(第8条第2項)

合併処理浄化槽設置整備事業変更承認書

栄町 指令第 号  
年 月 日

補助対象者  
様

栄町長 

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る  
申請内容の変更(補助事業の中止・補助事業の廃止)については、栄町合併処理浄化槽設置  
整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認します。

第9号様式(第9条第1項)

工事完了届兼完成検査願

年 月 日

栄町長 様

補助対象者 住所  
氏名  
電話 ( )

印

年 月 日付け栄町 指令第 号で交付決定を受けた合併処理  
浄化槽設置整備事業補助金に係る浄化槽工事が下記のとおり完了したので、栄町合併処理  
浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条第1項の規定によりお届けします。

つきましては、下記のとおり完成検査をお願いします。

記

1 浄化槽の設置場所

2 工事完了年月日 年 月 日

3 完成検査希望年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 浄化槽工事の施工経過の写真
- (2) 浄化槽工事の完成平面図
- (3) 合併処理浄化槽施工結果報告書(要綱別記第10号様式)
- (4) 既存単独処理浄化槽転換結果報告書(要綱別記第11号様式。既存単独処理浄化槽からの転換の場合に限る。)
- (5) くみ取便所転換結果報告書(要綱別記第12号様式。くみ取便所からの転換の場合に限る。)
- (6) その他( )

第10号様式(第9条第1項第3号)

合併処理浄化槽施工結果報告書

設置者の住所氏名	
設置場所	
設置施設の名称	
設置に係る建築物の用途	
浄化槽協会登録番号	
浄化槽製造業者名	

上記について、別紙により適正に施工したことを確認したので、報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者 住所

氏名

㊟

登録番号

浄化槽設備士 氏名

㊟

免状交付番号

## 別紙

検査項目	検査の内容	確認欄
1 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物及び汚水の停滞はないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適当に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水及び工場廃水等が流入していないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形及び破損のおそれ	管の露出等により変形及び破損のおそれはないか。	
6 かさあげの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検及び清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検及び清掃の支障となる物が置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損及び固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形又は破損はないか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形及び破損はないか。	
	適切に固定されているか。	
	空気の出方及び水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損及び固定の状況	消毒設備に変形及び破損はないか。	
	適切に固定されているか。	
	薬剤等は傾いていないか。	
13 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置及び稼働の状況	ポンプ升に変形及び破損はないか。	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計上の能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が適切に行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
14 ブローアの設置及び稼働の状況	ポンプの位置及び配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
	防振対策がなされているか。	
	固定が適切に行われているか。	
	アースは設置されているか。	
	漏電のおそれはないか。	

第11号様式(第9条第1項第4号)

既存単独処理浄化槽転換結果報告書

設置者の住所 氏名	
浄化槽製造業者名	
型式	
処理対象人員(人槽)	人 (人槽)
処理方式	
処理方法	1 くみ取り処理 2 底部各槽に穴開け処理 3 内部消毒処理 4 上部切断、切落し 5 埋戻し処理 6 その他( )

上記について、適正に施工したことを確認したので、報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者 住所

氏名



登録番号

浄化槽設備士 氏名



免状交付番号

第12号様式(第9条第1項第5号)

くみ取便所転換結果報告書

設置者の住所氏名	
処理方法	1 くみ取り処理 2 底部各槽に穴開け処理 3 内部消毒処理 4 上部切断、切落し 5 埋戻し処理 6 その他( )

上記について、適正に施工したことを確認したので、報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者 住所

氏名 ⑩

登録番号

浄化槽設備士 氏名 ⑩

免状交付番号

第13号様式(第9条第2項)

完 成 検 査 済 証

年 月 日

補助対象者

様

栄町長



合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る下記の浄化槽工事は、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条第1項の規定による完成検査の結果、同要綱の規定に適合していることを認めます。

記

設 置 場 所			
補助金交付決定番号	栄町 指令第 号		
設 置 浄 化 槽	製 造 業 者 名		
	名 称 ( 型 式 )		
	型式認定番号等		人槽
浄化槽工事業者	住所		
	氏名		
工 事 完 了 年 月 日	年	月	日
完 成 検 査 年 月 日	年	月	日



第14号様式(第10条)

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

栄町長 様

補助対象者 住所  
氏名 (印)  
電話 ( )

年 月 日付け栄町 指令第 号で交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る補助事業が完了したので、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書類
  - (2) 浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書類
  - (3) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、保守点検を行う業者が保守点検及び清掃の実施並びに浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査(次号において「11条検査」という。)の受検手続きの代行を行うことを一括して約定した契約した書面の写し
  - (4) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、11条検査の受検を契約したことを証する書類
  - (5) 浄化槽工事の費用等の領収書の写し
  - (6) 町長から交付された完成検査済証の写し
  - (7) その他( )

第15号様式(第11条)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

栄町 達第 号  
年 月 日

補助対象者

様

栄町長



年 月 日付け栄町 指令第 号で交付決定した合併処理浄化槽  
設置整備事業補助金については、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条  
の規定により、下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第16号様式(第12条)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

栄町長 様

補助対象者 住所  
氏名 (印)  
電話 ( )

年 月 日付け栄町 達第 号をもって額の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行	本店
	信用金庫	支店
	農協	支所
口座番号	普通・当座 No.	
フリガナ 口座名義人		

別記第1号様式 (第6条)

(平23告示15・平24告示16・平26告示20・一部改正)

第2号様式 (第6条第3号)

第3号様式 (第6条第10号)

第4号様式 (第6条第11号)

(平23告示15・一部改正)

第5号様式 (第7条)

第6号様式 (第7条)

第7号様式 (第8条第1項)

第8号様式 (第8条第2項)

第9号様式 (第9条第1項)

(平23告示15・平24告示16・一部改正)

第10号様式 (第9条第1項第3号)

(平24告示16・一部改正)

第11号様式 (第9条第1項第4号)

第12号様式 (第9条第1項第5号)

(平23告示15・一部改正)

第13号様式 (第9条第2項)

第14号様式 (第10条)

(平26告示20・平27告示18・平30告示31・一部改正)

第15号様式 (第11条)

第16号様式 (第12条)